

●第68回広島市都市計画審議会（令和5年1月26日開催）

議題	名称等	議案の内容
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）一団地の住宅施設の変更について〔広島市決定〕	基町一団地の住宅施設	<p>基町一団地の住宅施設は、良好な居住環境を有する住宅及びその居住者の生活の利便の増進のため、公営住宅を一段の鳥に集団的に建設することとし、昭和31年に都市計画決定され、昭和53年に整備を完了した。</p> <p>当団地内の公営住宅や付置する各施設は整備完了から40年以上が経過し老朽化が進行していることから、施設の更新を検討する時期が到来しており、この度、第17アパートの建替え計画が具体化したことから、建替え先の敷地について高層住宅用地への変更等を行うものである。</p>
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の決定について〔広島市決定〕	西風新都石内湯戸地区地区計画	<p>本地区は、「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画2013」において計画誘導地区として位置付けられており、地域住民主体のまちづくりを促進し、まちづくり計画が策定された地区については、地区計画制度を活用し、地区の特性に合った市街地の形成を図ることとしている。</p> <p>今回、土地所有者において、地区計画制度を活用した市街地形成の検討が重ねられ、都市計画法第21条の2の規定に基づく地区計画決定に係る都市計画提案があったため、当該提案に基づき、地区計画を決定するものである。</p>
広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率等の変更について〔特定行政庁 広島市長〕	/	<p>西風新都石内湯戸地区地区計画において、広島市（特定行政庁）の定める市街化調整区域の容積率等（容積率100%、建蔽率50%、斜線の勾配1.25）と異なる数値を定めることとしていることから、これを適用除外とするため、建築基準法に基づき、都市計画審議会の議を経るものである。</p>
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路の変更について〔広島市決定〕	3・3・219号 五日市石内線	<p>五日市石内線は、地域的な都市機能を担う拠点地区である五日市、広域的な都市機能を担う拠点地区である西風新都を連絡して都市軸を担う幹線道路となっている。</p> <p>この度、本路線沿線の西風新都石内湯戸地区において、「石内まちづくり計画」に適合した開発が進められることなどにより、不要となった五日市石内線の道路法面の区域を削除するものである。</p>
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路の変更について〔広島市決定〕	3・3・702号 長束八木線	<p>長束八木線は、復興まちづくりビジョンにおいて、広域避難路として整備する区間の事業化にあたり、終点部の区域を検討した結果、現況の交差点部に接続するルートに見直すとともに、国道54号との交差点の容量が不足することから付加車線を追加するものである。</p> <p>併せて、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成10年10月21日政令第331号）に基づき、新たに車線の数を決定するものである。</p>
広島市立地適正化計画の改定に係る専門部会設置について	/	<p>本市では、集約型都市構造への転換を図るため、平成31年に立地適正化計画を策定している。近年の水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、令和2年9月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画において、防災指針を追加することが求められているため、本市においても、防災指針を追加するなど、立地適正化計画を改定するものである。</p> <p>計画の改定に当たっては、都市計画審議会での審議において効率的かつ円滑な進行を図るため、学識経験者若干名で構成する専門部会を設置するものである。</p>